

京都市レジリエンス推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における都市レジリエンスの構築のための連絡調整並びに政策及び施策の企画及び実施（以下「政策の企画等」という。）を行うため、京都市レジリエンス推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進本部は、レジリエンス推進本部長（以下「本部長」という。）、レジリエンス推進副本部長（以下「副本部長」という。）及びレジリエンス推進本部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

(本部長)

第3条 本部長は、市長をもって充てる。
2 本部長は、推進本部の事務を総理する。

(副本部長)

第4条 副本部長は、レジリエント・シティ京都市統括監（以下「CRO」という。）及び副市長をもって充てる。
2 副本部長のうち、CROは100RC、庁外の多様なステークホルダー（関係者）等との連携から得た知見に基づき、政策の企画等に必要な助言等を行い、副市長はCROの助言等を踏まえ、それぞれの担任する事務の範囲における政策の企画等に必要な連絡及び調整を行う役割を担う。
3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、副本部長がその職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 文化芸術政策監
- (3) 危機管理監
- (4) 監察監
- (5) 観光政策監
- (6) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長
- (7) 財政担当局長
- (8) 区長及び担当区長
- (9) 消防局長
- (10) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者

- (11) 教育長
- (12) 市会事務局長
- (13) 選挙管理委員会事務局長
- (14) 監査事務局長
- (15) 人事委員会事務局長
- (16) 交通局次長
- (17) 上下水道局次長
- (18) 教育次長
- (19) 前各号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

2 本部員は、都市レジリエンスの構築に向けた政策の企画等に努める。

(会議)

第6条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要があると認める
とき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出
席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 本部長は、特定の事項を調査させ、又は審議させるため必要があると認める
ときは、推進本部に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、行財政局において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定め
る。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。